

令和7年度

特定医療費(指定難病)受給者証の更新のご案内

現在お持ちの受給者証の有効期間は、令和7年9月30日までとなっています。

継続して受給者証の交付を希望される方は、このご案内を確認いただいた上で、更新手続きを行ってください。

目次

1 更新期間…………… 1ページ	6 特例について…………… 8～9ページ
2 更新申請の流れ…………… 2ページ	◎難病患者さんへのお知らせ
3 更新申請に必要な書類…………… 2～6ページ	…………… 10～11ページ
4 自己負担上限月額について…………… 7ページ	7 更新申請の問合せ先・提出先…………… 12ページ
5 市町村民税の申告について…………… 7ページ	

1 更新期間

令和7年6月2日(月)から7月18日(金)まで

- 更新期間内に全ての申請書類をご提出いただいた場合、9月中旬に審査結果をお知らせする予定です。ただし、審査の状況によっては結果の通知時期が遅れる可能性があります。

【結果の通知時期が遅れる場合の例】

- ・提出された書類に不備がある場合
- ・臨床調査個人票の内容について、医療機関への確認が必要となった場合
- ・同一保険世帯内按分(※9ページ)を申請された方で、按分相手の方の審査に時間がかかる場合 等

- 更新期間終了後も、受給者証の有効期間内(令和7年9月30日(火)まで)は更新申請が可能です。有効期間内に結果をお知らせできない可能性があります。
- 10月2日(木)以降に申請された場合、医療費助成が受けられない期間が発生する場合がありますので、ご注意ください。

ご注意ください

- 下記までに申請されたものを有効期間内の申請と取り扱いますので、お早めにご申請をお願いします。

【窓口での申請】

令和7年9月30日(火)の開庁時間(17時15分まで)に申請書等を受け付けたもの

【郵送での申請】

令和7年9月30日(火)までに申請書等が広島市役所本庁舎又は各区役所に到達したもの

- 申請書と臨床調査個人票は必ず一緒にご提出ください。

2 更新申請の流れ

申請者(患者など)が行うこと	(1) 主治医(難病指定医)に「臨床調査個人票(診断書)」の作成を依頼 ・「臨床調査個人票(診断書)」の円滑な作成のため、同封の「患者情報シート」を主治医(難病指定医)に提出してください(任意)。なお、昨年度まで同封していた「臨床調査個人票」の様式は、今年度から同封しておりませんので、必要な方は厚生労働省のHPよりダウンロードしてご利用ください。 (2) 主治医(難病指定医)から「臨床調査個人票(診断書)」を受け取る (3) 必要書類(※ 2～6 ページ)を用意する ・同封の提出物確認シートもご活用ください。 (4) 申請書を記入する ・同封の申請書の記入例をご確認ください。 (5) 申請書類の提出(※ 提出先：12ページ) ・申請は郵送又は窓口で受け付けます。 ・郵送で提出される場合、同封の返信用封筒をご利用ください(郵送にかかる費用は自己負担となります。) ・申請書類はお早めにご提出ください。
広島市が行うこと	(6) 支給認定にかかる審査を行います (7) 審査結果をお知らせします ・以下のいずれかに該当する場合は認定となり、受給者証をお送りします。 ①国が定める症状の程度(重症度)を満たす場合 ②重症度を満たさないが、「軽症高額」(※ 8 ページ)に該当すると認められた場合 ・①、②のいずれも満たさない場合は不認定となります。 ・審査結果は、患者の住所又は指定の送付先にお送りします。

※ 有効期間内に申請した方への受給者証の交付が10月1日以降となった場合、受給者証がお手元に届くまでにご自身で負担した助成対象医療費については、償還払いの申請を行うと、当該金額が広島市から返還されます。詳しくはお住まいの区の福祉課障害福祉係又は市の健康推進課(※ 12ページ)にお問い合わせください。

3 更新申請に必要な書類

患者が加入している医療保険の種類によって、必要な書類が異なります。

詳細は該当するページをご覧ください。また、同封の提出物確認シートもご活用ください。

患者が加入している医療保険等	必要書類のページ
国民健康保険、後期高齢者医療保険 (例：広島市国民健康保険、広島県後期高齢者医療広域連合)	3 ページ
被用者保険 (例：全国健康保険協会〇〇支部、〇〇共済組合、〇〇健康保険組合)	4 ページ
国民健康保険組合 (例：医師国民健康保険組合、土木建築国民健康保険組合、建設連合国民健康保険組合)	5 ページ
生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者	6 ページ

患者が「国民健康保険」又は「後期高齢者医療保険」 に加入している場合の必要書類

(例) 広島市国民健康保険、広島県後期高齢者医療広域連合

(1) 全員提出が必要なもの

☐	同封 ① 特定医療費(指定難病)支給認定 申請書	同封 「申請書の記入例」をご確認のうえ、ご記入ください。
☐	② 臨床調査個人票(診断書)	・作成に時間を要することがあるため、早めに主治医(難病指定医)にご依頼ください(必ず記載後6か月以内の臨床調査個人票をご提出ください。) ・文書料は自己負担となります。 ・必要に応じて、同封の患者情報シートを主治医(難病指定医)にご提出ください。
☐	③ 特定医療費(指定難病)受給者証・ 自己負担上限額管理票のコピー	・自己負担上限額管理票は、医療機関が記入した全ての内容が写るようにコピーを取ってください。 ・提出がない場合、特例の認定ができない可能性があります。

(2) 「軽症高額」又は「高額かつ長期」を申請するときに提出するもの

対象となる特例：軽症高額、高額かつ長期(8ページに記載しています。)

☐	④ 医療費総額を確認できる書類	以下のいずれかの書類を提出してください。 ・特定医療費(指定難病)受給者証・自己負担上限額管理票のコピー ・⑤ 軽症高額・高額長期証明書(文書料がかかる場合、自己負担となります。) ・領収書・診療明細書のコピー及び⑥ 医療費申告書
--------------------------	-----------------	--

(3) 同一保険世帯内に複数の患者がいるときに提出するもの

対象となる特例：同一保険世帯内按分(9ページに記載しています。)

☐	⑦ 同一保険世帯内に複数の患者が いることを示す書類	以下の書類を提出してください。 按分対象の方の「特定医療費(指定難病)受給者証」のコピー 「小児慢性特定疾病医療受給者証」のコピー
--------------------------	-------------------------------	---

※①⑤⑥の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

※各書類のコピーはA4サイズでご提出ください(書類サイズに合わせて切り取る必要はありません。)

※患者と同じ医療保険の加入者に遠隔地被保険者証をお持ちの方がいる場合、提出書類が異なります。詳しくはお問い合わせ(☎12ページ)ください。

患者が「被用者保険」に加入している場合の必要書類

(例) 全国健康保険協会〇〇支部、〇〇共済組合、〇〇健康保険組合

(1) 全員提出が必要なもの

☐	同封 ① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書	同封 「申請書の記入例」をご確認のうえ、ご記入ください。
☐	② 臨床調査個人票(診断書)	・作成に時間を要することがあるため、早めに主治医(難病指定医)にご依頼ください(必ず記載後6か月以内の臨床調査個人票をご提出ください。) ・文書料は自己負担となります。 ・必要に応じて、同封の患者情報シートを主治医(難病指定医)にご提出ください。
☐	③ 加入医療保険が分かるもの (健康保険証、資格確認書のコピー等)(注)	患者本人分をご提出ください。 (ただし、被保険者氏名が確認できない場合は被保険者分の加入医療保険が分かるもののコピーも必要です。)
☐	④ 特定医療費(指定難病)受給者証・自己負担上限額管理票のコピー	・自己負担上限額管理票は、医療機関が記入した全ての内容が写るようにコピーを取ってください。 ・提出がない場合、特例の認定ができない可能性があります。

(注) [マイナ保険証について]

郵送での申請の場合は、提出不要です。窓口での申請の場合は、患者本人分のマイナ保険証(原本)を持参してください。

(2) 被保険者の令和7年度市町村民税が非課税の場合に提出するもの

☐	⑤ 令和7年度市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書(所得証明書)(原本)	・被保険者分をご提出ください。 ・市税事務所又は税務室(7ページ)で発行できます。
--------------------------	--	--

(3) 「軽症高額」又は「高額かつ長期」を申請するときに提出するもの

対象となる特例：軽症高額、高額かつ長期(8ページに記載しています。)

☐	⑥ 医療費総額を確認できる書類	以下の<u>いずれか</u>の書類を提出してください。 ・特定医療費(指定難病)受給者証・自己負担上限額管理票のコピー ・⑦ 軽症高額・高額長期証明書(文書料がかかる場合、自己負担となります。) ・領収書・診療明細書のコピー及び⑧ 医療費申告書
--------------------------	-----------------	---

(4) 同一保険世帯内に複数の患者がいるときに提出するもの

対象となる特例：同一保険世帯内按分(9ページに記載しています。)

☐	⑨ 同一保険世帯内に複数の患者がいることを示す書類	以下の書類を提出してください。 按分対象の方の「特定医療費(指定難病)受給者証」のコピー 「小児慢性特定疾病医療受給者証」のコピー
--------------------------	---------------------------	---

※①⑦⑧の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

※各書類のコピーはA4サイズでご提出ください(書類サイズに合わせて切り取る必要はありません。)

患者が「国民健康保険組合」に加入している場合の必要書類

(例) 医師国民健康保険組合、土木建築国民健康保険組合、建設連合国民健康保険組合

(1) 全員提出が必要なもの

☐	同封 ① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書	同封 「申請書の記入例」をご確認のうえ、ご記入ください。
☐	② 臨床調査個人票(診断書)	・作成に時間を要することがあるため、早めに主治医(難病指定医)にご依頼ください(必ず記載後6か月以内の臨床調査個人票をご提出ください。) ・文書料は自己負担となります。 ・必要に応じて、同封の患者情報シートを主治医(難病指定医)にご提出ください。
☐	③ 加入医療保険が分かるもの(健康保険証、資格確認書のコピー等)(注)	患者本人分と、患者と同じ医療保険に加入している方全員分をご提出ください(同じ医療保険であっても、保険の記号番号が異なる場合は提出不要です)。
☐	④ 令和7年度市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書(所得証明書)(原本)	・患者本人分と、患者と同じ医療保険に加入している方全員分をご提出ください(同じ医療保険であっても、保険の記号番号が異なる場合は提出不要です。) ・市税事務所又は税務室(※7ページ)で発行できます。
☐	⑤ 特定医療費(指定難病)受給者証・自己負担上限額管理票のコピー	・自己負担上限額管理票は、医療機関が記入した全ての内容が写るようにコピーを取ってください。 ・提出がない場合、特例の認定ができない可能性があります。

(注) [マイナ保険証について]

郵送での申請の場合は、提出不要です。窓口での申請の場合は、患者本人分のマイナ保険証(原本)を持参してください。

(2) 「軽症高額」又は「高額かつ長期」を申請するときに提出するもの

対象となる特例：軽症高額、高額かつ長期(8ページに記載しています。)

☐	⑥ 医療費総額を確認できる書類	以下の <u>いずれか</u> の書類を提出してください。 ・特定医療費(指定難病)受給者証・自己負担上限額管理票のコピー ・⑦ 軽症高額・高額長期証明書(文書料がかかる場合、自己負担となります。) ・領収書・診療明細書のコピー及び⑧ 医療費申告書
--------------------------	------------------------	--

(3) 同一保険世帯内に複数の患者がいるときに提出するもの

対象となる特例：同一保険世帯内按分(9ページに記載しています。)

☐	⑨ 同一保険世帯内に複数の患者がいることを示す書類	以下の書類を提出してください。 按分対象の方の「特定医療費(指定難病)受給者証」のコピー 「小児慢性特定疾病医療受給者証」のコピー
--------------------------	----------------------------------	---

※**①⑦⑧**の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

※各書類のコピーはA4サイズでご提出ください(書類サイズに合わせて切り取る必要はありません。)

患者が「生活保護受給者」又は「中国残留邦人等支援給付受給者」の場合の必要書類

(1) 全員提出が必要なもの

☐	同封 ①特定医療費(指定難病)支給認定申請書	同封 「申請書の記入例」をご確認のうえ、ご記入ください。
☐	②臨床調査個人票(診断書)	・作成に時間を要することがあるため、早めに主治医(難病指定医)にご依頼ください(必ず記載後6か月以内の臨床調査個人票をご提出ください。) ・必要に応じて、同封の患者情報シートを主治医(難病指定医)にご提出ください。
☐	③生活保護受給者証等の証明書類	生活保護受給者、中国残留邦人支援給付者であることを証明する書類

(2) 被用者保険に加入している方が提出するもの

☐	④加入医療保険が分かるもの (健康保険証、資格確認書のコピー等)(注)	患者本人分をご提出ください。 (ただし、被保険者氏名が確認できない場合は被保険者分の加入医療保険が分かるもののコピーも必要です。)
☐	⑤令和7年度市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書(所得証明書)(原本)	・被保険者分をご提出ください。 ・市税事務所又は税務室(157ページ)で発行できます。

(注) [マイナ保険証について]

郵送での申請の場合は、提出不要です。窓口での申請の場合は、患者本人分のマイナ保険証(原本)を持参してください。

(3) 「軽症高額」を申請するときに提出するもの

対象となる特例：軽症高額(8ページに記載しています。)

☐	⑥指定難病に関する医療費総額を確認できる書類	以下の<u>いずれか</u>の書類を提出してください。 ・⑦軽症高額・高額長期証明書(文書料がかかる可能性があります。) ・診療明細書のコピー
--------------------------	------------------------	---

※①⑦の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

※各書類のコピーはA4サイズでご提出ください(書類サイズに合わせて切り取る必要はありません。)

4 自己負担上限月額について

患者及び支給認定基準世帯員(※)の市町村民税課税状況等により決定します。

階層区分(基準額)		自己負担上限月額(患者負担割合：２割、外来＋入院)		
		一般	《特例》高額かつ長期	《特例》人工呼吸器等装着者
生活保護		０円		０円
市町村民税 非課税世帯	低所得Ⅰ(年収80万円以下)※１	2,500円		1,000円
	低所得Ⅱ(年収80万円超)※２	5,000円		
一般所得Ⅰ (市町村民税所得割額7.1万円未満)		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ (市町村民税所得割額7.1万円以上25.1万円未満)		20,000円	10,000円	
上位所得 (市町村民税所得割額25.1万円以上)		30,000円	20,000円	

〔※1 令和7年7月1日以降の申請の場合は、80万9千円以下〕
〔※2 令和7年7月1日以降の申請の場合は、80万9千円超〕

政令指定都市在住の方の所得割額の標準税率は、県民税4%→2%、市民税6%→8%に改正されていますが、本制度においては改正前の市民税の標準税率(6%)により算出された所得割額を用いて階層区分の決定を行います。

※支給認定基準世帯員は、患者の加入している医療保険ごとに、次のとおりとなります。

【国民健康保険、国民健康保険組合の場合】
同一保険加入者全員

【後期高齢者医療保険の場合】
住民票上で同一世帯の後期高齢加入者全員

【被用者保険の場合】
被保険者

5 市町村民税の申告について

受給者証の自己負担上限月額は、市町村民税の課税状況等により決定されます。

ただし、自己負担上限月額を決定するにあたり、患者及び支給認定基準世帯員の全員が非課税の場合かつ、患者本人が市町村民税の申告をしていない場合は、階層区分を「低所得Ⅱ」として認定します。上記の方のうち、階層区分「低所得Ⅰ」の条件を満たし、「低所得Ⅰ」での認定を希望する方は、下記に記載した市税事務所又は税務室で市民税・県民税の申告を行ってください。

【各区の市税に関する問合せ先】

※難病に関するお問い合わせについては、[12ページ](#)の問合せ先にお願いします。

■市税事務所(中区、東区、西区、安佐南区役所内)

区 分	所 在 地	担当区	担当係	電話番号
中央市税事務所 (中区役所内)	〒730-8587 中区国泰寺町一丁目4-21	中区	第一市民税係	(082) 504-2564
		南区	第二市民税係	(082) 504-2751
東部市税事務所 (東区役所内)	〒732-8510 東区東蟹屋町9-38	東区	市民税係	(082) 568-7719
		安芸区		
西部市税事務所 (西区役所内)	〒733-8530 西区福島町二丁目2-1	西区	第一市民税係	(082) 532-0942
		佐伯区	第二市民税係	(082) 532-1012
北部市税事務所 (安佐南区役所内)	〒731-0193 安佐南区古市一丁目33-14	安佐南区	第一市民税係	(082) 831-4935
		安佐北区	第二市民税係	(082) 831-5016

■税務室(南区、安芸区、佐伯区、安佐北区役所内)

区 分	所 在 地	電話番号
南税務室(南区役所内)	〒734-8522 南区皆実町一丁目5-44	(082) 250-8946
安芸税務室(安芸区役所内)	〒736-8501 安芸区船越南三丁目4-36	(082) 821-4913
佐伯税務室(佐伯区役所内)	〒731-5195 佐伯区海老園二丁目5-28	(082) 943-9716
安佐北税務室(安佐北区役所内)	〒731-0292 安佐北区可部四丁目13-13	(082) 819-3913

6 特例について

特例に該当する方は、申請書の特例欄にチェックした上で、必要書類(2～6ページ)を提出してください。
なお、特例は自動更新されませんので、現在、特例が認定されている方が引き続き認定を受けるためには、改めて申請をしていただく必要があります。

(1) 軽症高額

症状の程度(重症度)が、国が定める基準を満たさない場合でも、以下の要件を満たせば、医療費の助成を受けることができます。

【要件】

申請月以前の12か月以内(※)で、指定難病に関する医療費総額(10割相当額)が33,330円を超える月が3回以上ある。

※指定難病の診断から1年未満の場合、発症月～申請月の期間のみが算定対象です。

【例】令和7年7月に「軽症高額」の申請を行う場合

年	令和6年									令和7年								
月	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3	4	5	6	7	8	9

この期間で33,330円を超える月が3回以上

(2) 高額かつ長期

階層区分が「一般所得Ⅰ」、「一般所得Ⅱ」、「上位所得」の方のうち、以下の要件を満たす方は、申請により自己負担上限月額が減額されます。

【要件】

申請月以前の12か月以内で、指定難病及び小児慢性特定疾病に関する医療費総額(10割相当額)が50,000円を超える月が6回以上ある。

※特定医療費の支給期間中の医療費が算定対象となります。また、小児慢性特定疾病については、特定医療費の支給開始前の医療費が算定対象となります。

【例】令和7年8月に「高額かつ長期」の申請を行う場合

年	令和6年									令和7年								
月	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3	4	5	6	7	8	9

この期間で50,000円を超える月が6回以上

(3) 人工呼吸器等装着者

以下の要件を満たす場合、申請により自己負担上限月額が1,000円に減額されます。

【要件】

臨床調査個人票の人工呼吸器に関する事項欄が、以下の①②のいずれかに該当する。

①人工呼吸器を装着しており、以下のア～オを全て満たす。

ア. 使用の有無:「あり」

イ. 離脱の見込み:「なし」

ウ. 種類:「気管切開孔を介した人工呼吸器」又は「鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器」

エ. 施行状況:「一日中施行」

オ. 生活状況:全ての項目において、「部分介助」又は「全介助」又は「不能」

②体外式補助人工心臓を装着している。

(4) 同一保険世帯内按分

以下の要件を満たす場合、同じ保険世帯内の受給者の自己負担上限月額合計額が、「世帯内の最も高額な自己負担上限月額」と同額になるよう、申請により各受給者の自己負担上限月額が減額されます。

【要件】

同じ医療保険に加入している世帯員の中に、複数の特定医療費(指定難病)受給者又は小児慢性特定疾病受給者がいる。

【具体例】 ※世帯の階層区分が「上位所得」の場合	按分なし	Aさん:難病【一般:3万円】 Bさん:難病【高額かつ長期:2万円】	世帯:50,000円
	按分あり	Aさん:3万円×(3万円/5万円)=18,000円 Bさん:2万円×(3万円/5万円)=12,000円	世帯:30,000円

自己負担上限額管理票による月ごとの医療費総額の確認方法

特例(※8ページ)の申請で必要となる月ごとの医療費総額は、自己負担上限額管理票において、以下のとおりご確認ください。また、自己負担上限額管理票は医療費の証明書類としてお使いいただけます。

【例】自己負担上限額管理票					
月額自己負担上限額 5,000 円					
月日	指定医療機関名	医療費総額(10割)	自己負担額	自己負担累積額	印
9/5	●●病院	15,000	3,000	3,000	印
9/5	△△薬局	20,000	2,000	5,000	印
10/18	●●病院	30,000	5,000	5,000	印
10/18	△△薬局	30,000			印
11/2	〇〇訪問看護ステーション(10月分)	50,000			印

9月の医療費総額
35,000円

10月の医療費総額
110,000円

各月の医療費総額は、「医療費総額(10割)」欄の金額を月ごとに合計した金額です。

※特例の認定において確認する「医療費総額」とは、指定難病の治療等に要した費用の総額(10割相当額)を指します。医療機関等の窓口で実際に支払う自己負担額とは異なりますので、ご注意ください。

特例申請に関するよくあるご質問

(1) 令和7年7月に申請する場合、「申請月以前の12か月」とはいつからいつまでですか？

⇒ 令和6年8月から令和7年7月までの12か月です。令和6年7月は対象外ですのでご注意ください。

(2) 現在、特例が認定されていますが、更新後も引き続き特例の認定を受けるためには、更新時に改めて特例の申請をする必要がありますか？

⇒ 特例は自動更新されませんので、更新の度に申請していただく必要があります。

(3) 昔の受給者証を紛失してしまい、自己負担上限額管理票がありません。特例を申請する場合、医療費の証明書類として何を提出すればよいですか？

⇒ 以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・軽症高額・高額長期証明書(文書料がかかる可能性があります。)
- ・領収書・明細書のコピー及び医療費申告書

(4) 特例の申請は更新申請の時でなければできませんか？

⇒ 特例の要件を満たせば更新申請の時でなくても申請できます。その場合、申請月の翌月1日(申請日が1日の場合はその日)から特例が適用となります。詳しくはお問い合わせ(※12ページ)ください。

難病患者さんへのお知らせ

1 広島市の公共施設利用に関するご案内

広島市の所管する以下の施設において、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方の利用料金を減免していますので、ご利用の際には受給者証をご提示ください(詳しい減免の内容については、各施設にお問い合わせください。)

(令和7年6月1日時点)

施設名(所在地)		電 話
中区	広島平和記念資料館 (中島町1-2)	241-4004
	広島城 (基町21-1)	221-7512
	中央公園ファミリープール (基町4-41)	211-0063
	5-Daysこども文化科学館 (基町5-83)	222-5346
	映像文化ライブラリー (基町3-1)	223-3525
	青少年センター (基町5-61)	228-0447
	広島翔洋テニスコート(中央庭球場) (基町2-18)	224-2191
	コジマホールディングス中区スポーツセンター (千田町三丁目8-12)	241-9355
	中区スポーツセンター 吉島屋内プール (南吉島一丁目3-55)	249-8591
	吉島体育館 (吉島西三丁目2-11)	240-5003
	健康づくりセンター(健康科学館) (千田町三丁目8-6)	246-9100
	江波山気象館 (江波南一丁目40-1)	231-0177
東区	心身障害者福祉センター (光町二丁目1-5)	261-2333
	マエダハウジング東区スポーツセンター (牛田新町一丁目8-3)	222-1860
	ひろしんビッグウェーブ(総合屋内プール) (牛田新町一丁目8-3)	222-1860
	森林公園こんちゅう館 (福田町藤ケ丸10173)	899-8964
	森林公園山城展望台昇降用モノレール (福田町藤ケ丸10173)	899-8241
	戸坂庭球場・運動広場 (戸坂新町三丁目1916)	220-2044
南区	南区スポーツセンター (楠那町7-31)	251-7721
	南区スポーツセンター 宇品体育館 (宇品海岸三丁目6-54)	255-3022
	南区スポーツセンター 東雲屋内プール (東雲三丁目16-3)	286-6909
	南区スポーツセンター 出島屋内プール (出島一丁目32-92)	254-2891
施設名(所在地)		電 話
南区	郷土資料館 (宇品御幸二丁目6-20)	253-6771
	現代美術館 (比治山公園1-1)	264-1121
西区	西区スポーツセンター (庚午南二丁目41-1)	272-8211
	南観音庭球場・運動広場 (観音新町二丁目90)	293-5900
	内外工業いくえい会 観音新町運動広場 (観音新町四丁目10-170-8)	233-1012
	三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター (三滝本町一丁目73-20)	238-6301
	大芝公園交通ランド (大芝公園1-50)	230-0260
	竜王公園野球場・テニスコート・ エスキートニス場・卓球場 (竜王町)	237-9880
	草津公園野球場 (庚午南二丁目38)	272-6030
安佐南区	プロバグループ 安佐南区スポーツセンター (伴東三丁目13-16)	848-2411
	沼田庭球場・運動広場 (伴北四丁目3987-1)	848-2294
	祇園運動広場 (祇園一丁目85)	871-3368
	大町東庭球場 (大町東三丁目933-7)	879-1522
	広島広域公園陸上競技場(ホットスタッフ フィールド広島)、補助競技場、第一球技場 (サンフレッチェビレッジ広島第一球技 場)、第二球技場(大塚西五丁目)	848-8484
	広島広域公園テニスコート (大塚西五丁目2-1)	848-9540
	ヌマジ交通ミュージアム (長楽寺二丁目12-2)	878-6211
安佐北区	大和興産安佐北区スポーツセンター (深川二丁目50-1)	843-4999
	安佐動物公園 (安佐町大字動物園)	838-1111
	高陽体育館 (深川六丁目19-15)	845-3221
	筒瀬運動広場 (安佐町大字筒瀬字岡田10823-4)	838-1020

施設名(所在地)		電 話
安佐 北区	寺迫公園野球場・テニスコート・ エスキーテニス場 (真亀一丁目9)	843-1150
	可部運動公園野球場・テニスコート・ 卓球場 (可部町大字勝木1410)	815-5181
	青少年野外活動センター (安佐町大字小河内字一面5135)	835-1444
	見張市民農園・三田市民農園・ 三国市民農園 (白木町大字井原・小越)・ (白木町大字三田)・(安佐町大字久地)	845-4347
安芸区	安芸区スポーツセンター (中野東二丁目3-1)	893-1998
	瀬野川公園野球場・屋内運動場・アーチェリー場・ ソフトボール場・テニスコート・卓球場・ クロッケー場・ホースシューズ場・パークゴルフ場 (上瀬野町)	894-3210
佐伯区	佐伯区スポーツセンター (栄々園六丁目1-27)	924-8198
	佐伯区スポーツセンター 湯来体育館 (湯来町大字白砂1215-1)	(0829) 40-5100

施設名(所在地)		電 話
佐伯区	湯来庭球場・運動広場 (湯来町大字和田94-20)	(0829) 40-4899
	湯来南庭球場・運動広場 (湯来町大字白砂1215-1)	(0829) 40-5100 (湯来体育館)
	上河内庭球場・運動広場 (五日市町上河内字中山693-1)	927-3701
	下河内庭球場・運動広場 (五日市町下河内字埴平561)	928-8494
	新宮苑庭球場 (新宮苑9-1)	921-7478
	河内体育館 (五日市町上河内537)	924-8198 (佐伯区スポーツセンター)
	佐伯運動公園テニスコート・卓球場 (五日市町大字保井田350-3)	924-5012
	植物公園 (倉重三丁目495)	922-3600
	広島市国民宿舎湯来ロッジ (湯来町大字多田2563-1)	(0829) 85-0111
	クアハウス湯の山 (湯来町大字和田443)	(0829) 83-1198

2 療養生活の相談などに関するご案内

難病対策センターひろしま

難病で苦しむ患者さんや、ご家族の皆様の日常生活上の悩み、治療のこと、福祉のことなどのご相談に応じ、安心して療養生活が送れるよう支援を行っています。

どうぞお気軽にご相談ください。(相談無料)

月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)

10:00~12:00 / 13:00~16:00

【相談方法】

- ・電話による相談

大人の相談 082-252-3777 (難病専門相談員が相談をお受けします。)

小児の相談 082-256-5558 (小児難病相談員が相談をお受けします。)

- ・来所による相談(電話で予約をお願いします)

- ・オンライン相談(小児難病相談のみ)

- ・メールでの相談

詳しくはホームページをご確認ください

▼難病対策センター ホームページ



【相談の場所】

広島市南区霞1丁目2-3 広島大学病院 臨床管理棟1階

ホームページ: <https://cidc.hiroshima-u.ac.jp>

ホームページには難病に関する講演会・交流会のご案内や、患者・家族の会の情報を掲載しています。

申請は、郵送・窓口で受け付けています。

郵送で提出される場合、同封の返信用封筒でご提出ください。

(郵送にかかる費用はご負担ください。)

なお、必要書類などについて、ご不明な点がある場合は、以下の窓口までお問い合わせください。



区	所在地	電話番号
中区 福祉課 障害福祉係	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 (中区地域福祉センター 2階)	TEL504-2588
東区 福祉課 障害福祉係	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター 1階)	TEL568-7734
南区 福祉課 障害福祉係	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 (南区役所別館 1階)	TEL250-4132
西区 福祉課 障害福祉係	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 (西区地域福祉センター 1階)	TEL294-6346
安佐南区 福祉課 障害福祉係	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 (安佐南区総合福祉センター 2階)	TEL831-4946
安佐北区 福祉課 障害福祉係	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 (安佐北区総合福祉センター 2階)	TEL819-0608
安芸区 福祉課 障害福祉係	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 (安芸区総合福祉センター 1階)	TEL821-2816
佐伯区 福祉課 障害福祉係	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 (佐伯区役所別館 2階)	TEL943-9769
広島市 健康推進課 保健指導係	〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34 (広島市役所本庁舎 13階)	TEL504-2718